

共通化の対象選定に向けた令和6年度の対象候補の選定及び作業依頼について

令和6年10月29日

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月21日閣議決定。以下「本基本方針」という。）に基づき、共通化の対象候補となる業務・システムは、以下1～12のとおりとする。

各制度所管府省庁におかれでは、本基本方針に基づき、以下の「依頼事項」のとおり対応をお願いしたい。その上で、共通化の対象を選定することとする。

I デジタル化に伴う事業活動等の変容に即した行政手法の改革

1. 入札参加資格審査システム

(1) 制度所管府省庁

総務省

(2) 選定の理由

現在、事業者が地方自治体の入札参加資格を得るために、地方自治体に入札参加資格審査の申請を行うために来庁し、申請を紙により提出する必要がある地方自治体が多い。

一部の地方自治体では、電子申請システムを導入しているが、区域をまたがって活動する事業者にとってはそれぞれの電子申請システムに対応しなければならず、煩雑となっている。

入札参加資格審査の業務のためにシステムを導入し、電子申請を行えるようにすることは、事業者にとって来庁等の手間の削減に資するとともに、地方自治体にとっても審査業務の効率化に資するものである。

入札参加資格審査の業務は、審査基準については各地方自治体が地域の実情に応じて工夫をする場合があるが、業務自体は共通的なものであり、また、入札参加資格の申請のための項目については、総務省において標準仕様を示すなど、一定の進捗がある。このような状況を踏まえ、それぞれの地方自治体がシステムを構築するよりも共通化した方がトータルコストを最小化できると考えられるため、入札参加資格審査システムを共通化の対象候補とする。

＜参考＞「共通化すべき業務システムの対象候補に関する提案募集」（以下「提案募集」という。）（#216、217、218、219、200）

(3) 依頼事項

総務省は、令和7年3月末までに、共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。

その際、既にシステムを導入している地方自治体にとっての共通化後の調整コスト等や入札参加資格の審査以降の後続の手続のデジタル化を念頭にいれながら、国・地方を通じたトータルコストを最小化する具体的な方法を検討されたい。

検討状況については、令和6年12月に国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会（以下「国・地方連絡協議会」という。）に対し、中間報告されたい。

2. 環境法令に係る申請・届出システム

(1) 制度所管府省庁

環境省、デジタル庁

(2) 選定の理由

現状、各種環境法令に基づく申請・届出については、事業者は地方自治体に来庁し、申請・届出を紙により提出する必要がある団体が多い。一部の地方自治体では、独自の電子申請システムを導入しているが、区域をまたがって活動する事業者にとってはそれぞれの電子申請システムに対応しなければならない状況となっている。

環境法令に基づく申請・届出についてシステムを導入することにより、事業者の来庁の手間を減らすなど、利便性の向上に資するとともに、地方自治体が申請・届出の事務処理の効率化やデータ収集の効率性を高めることに資すると考えられる。

本業務は、地方自治体ごとの条例による上乗せ、横出し規制もあることから、届出の項目・様式等が地方自治体により異なる実情があるが、手続自体は地方自治体にとって共通のものであり、令和6年度分権提案で地方自治体が求める措置に対応できる既存システムが存在しないことに鑑み、それぞれの地方自治体が構築するよりも共通化した方がトータルコストを最小化できると考えられるため、環境法令に係る申請・届出システムを共通化の対象候補とする。

＜参考＞「令和6年の地方分権改革に関する提案募集」（以下「令和6年地方分権提案」という。）（管理番号 28、49）

(3) 依頼事項

環境省は、デジタル庁と連携し、令和7年3月末までに、共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。

その際、政府全体で e-Gov の利用を促進していることを踏まえ、地方自治体の声を聴きながら、環境省とデジタル庁との間の緊密なコミュニケーションを確保されたい。また、環境省は、地方自治体ごとの条例による上乗せ、横出し規制のある環境法令等に係る申請手続において、デジタル庁が環境整備等を実施する e-Gov を利用したオンライン申請が可能となるように必要な措置を、デジタル庁は、環境省が実施する e-Gov を利用した同手続のオンライン化において、環境省と連携し、実現方法について検討し、その結果に基づいて必要な措置を、それぞれ検討されたい。そして、これらの取組等により、国・地方を通じたトータルコストが最小化する方法を検討されたい。

検討状況については、令和 6 年 12 月に国・地方連絡協議会に対し、中間報告されたい。

3. 建築確認電子申請システム等

(1) 制度所管府省庁

国土交通省

(2) 選定の理由

現在、建築確認関係の事務については、申請の受付から建築計画概要書等の閲覧まで、大量の書類のやり取りがなされている。例えば、建築計画概要書等の閲覧については、オンライン閲覧システムを導入している特定行政庁がわずかにある程度であり、未導入の場合は、庁舎内の専用端末で閲覧可能なケース、窓口で紙でしか閲覧できないケース等、デジタル対応に差異がある。くわえて、閲覧のオンライン化を行うに当たっての個人情報の取扱いについて、国土交通省において統一的な基準を示すことが提案団体から求められている。

この点、現在、国土交通省においては、建築確認を始めとする建築基準法等に基づく一連の行政手続をデジタル化するための電子申請受付システム等の構築を検討しているところであり、建築計画概要書等の閲覧についても、本システムの機能を拡張して対応されることが想定されている。

建築確認等の業務は特定行政庁にとって共通のものであり、閲覧のオンライン化を含め、建築確認手続のエンドツーエンドでのオンライン完結を進めることにより、窓口に出向く時間の削減や手続の受付時間の拡大等、利用者の利便性につながるとともに、特定行政庁にとっても、データ化に伴う情報管理の効率化等が期待される。

＜参考＞令和 6 年地方分権提案（管理番号 4）

(3) 依頼事項

国土交通省は、令和7年3月末までに、共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。

検討状況については、令和6年12月に国・地方連絡協議会に対し、中間報告されたい。

4. 預貯金照会のオンライン化の拡大

(1) 制度所管府省庁

デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）

(2) 選定の理由

現在、生活保護を始め、地方税、国税、国民健康保険等、様々な行政事務の執行上の必要性から、金融機関に対し預貯金等の取引状況を確認する業務がある。

預貯金照会のオンライン化の拡大については、地方自治体及び金融機関双方の事務負担が軽減されるほか、迅速かつ適正な行政事務の遂行が図られるものであると認識しているが、既に普及拡大が進んでいる民間事業者が提供する当該照会サービスについては、導入金融機関が一部に限定されていることや、当該照会サービスの利用に関して、地方自治体から課題があると指摘されている。

本業務については国及び地方自治体にとって共通のものであり、それぞれの地方自治体がシステムを構築するよりも共通化した方がトータルコストを最小化できると考えられるため、預貯金照会システムのオンライン化の拡大を共通化の対象候補とする。

＜参考＞令和6年地方分権提案（管理番号 56、79）

(3) 依頼事項

デジタル庁は、警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省の協力を得て、令和7年3月末までに、オンライン化の拡大について、今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。

その際、地方自治体におけるサービス導入・コスト負担の意向が共通化の取組を通じて一定程度判明することを前提に、預貯金オンライン照会サービスを提供する事業者と対話し、競争環境上の課題（民業圧迫の回避を含む）を検討されたい。

検討状況については、令和6年12月に国・地方連絡協議会に対し、中間報告されたい。

II デジタルの活用により可能となる国・地方自治体関係の合理化

II-1 クラウドの活用による情報集約手法のフラット化

5. 選挙結果に関する調査・報告システム

(1) 制度所管府省庁

総務省

(2) 選定の理由

現状、国政選挙後の選挙関係調査（諸事項の調査及び結果調）については、市町村が、都道府県を経由して、国に報告しているが、エクセルファイルにより集計等を行っているため、作業に時間を要している。

市町村が収集した国政選挙結果等の情報を都道府県経由で国に報告する選挙関係調査業務について、全国共通のオンラインシステムを導入することによって、当該調査に係る国及び地方自治体の事務負担の軽減を図ることが期待される。

本業務については地方自治体にとって共通のものであり、国政選挙が常時行われるものではないことに鑑み、それぞれの地方自治体が構築するよりも共通化した方がトータルコストを最小化できると考えられる。現在、総務省において国政選挙の結果を選挙人に対して速やかに周知するための「投・開票速報オンラインシステム」の刷新作業を進めており、本システムの対象業務に選挙関係調査業務を追加することを前提に、本システムを共通化の対象候補とする。

＜参考＞令和6年地方分権提案（管理番号 39）

(3) 依頼事項

総務省は、令和7年3月末までに、「投・開票速報オンラインシステム」の刷新スケジュールを記した推進方針案を策定されたい。

その際、システム導入後のリハーサルやヘルプデスクの仕組み等を併せて検討されたい。

検討状況については、令和6年12月に国・地方連絡協議会に対し、中間報告されたい。

6. ふるさと納税の返礼品確認システム

(1) 制度所管府省庁

総務省

(2) 選定の理由

ふるさと納税制度においては、地方税法等に基づき、地方自治体が申出書を国に提出した上で、総務大臣による指定の基準に適合する地方自治体について、当該制度の対象として指定することとなっている。現状、総務大臣による指定等のために必要な返礼品の確認手続は、市区町村から都道府県を経由して、エクセルファイルをメールで転送することで行っているため、国や都道府県における取りまとめや記載内容の確認、ファイル管理等の作業に時間を要している。

ふるさと納税制度の趣旨に沿って返礼品の提供が適正に行われることを担保しつつ、返礼品の確認に要する時間を短縮することは、国及び地方自治体の事務負担を軽減するとともに、各地方自治体における返礼品提供の迅速化につながることも期待される。

本業務は、地方税法に基づく総務大臣による指定等のために必要なものであり、地方自治体にとって共通の業務、かつ、既存システムが存在しないことに鑑み、国の共通のシステムを地方自治体に提供した方が事務負担を含めたトータルコストを最小化できると考えられるため、ふるさと納税の返礼品確認システムを共通化の対象候補とする。

＜参考＞令和6年地方分権提案（管理番号 25、89）

(3) 依頼事項

総務省は、令和7年3月末までに、共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。

その際、現在、一部の地方自治体で試行的にシステムを利用している成果を整理し、共通化の効果を見積もるとともに、国・地方を通じた事務負担を含めたトータルコストを最小化する具体的な方法を検討されたい。

検討状況については、令和6年12月に国・地方連絡協議会に対し、中間報告されたい。

7. 国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大

(1) 制度所管府省庁

デジタル庁、内閣府地方分権改革推進室、国家資格を所管する府省庁

(2) 選定の理由

国家資格等（都道府県資格を含む）については、これまで各資格管理者が必要なシステムを構築、運用してきた。このためその手続は基本的に、紙・対面・アナログによるものであり、また、各資格管理者においてシステム構築等のコストが発生していた。

こうした国家資格等の手続や管理をオンライン・デジタル化するため、デジタル庁は、国家資格を所管する府省庁等と連携し、必要な法改正や各資格管理者が利用できる汎用的な国システムの構築を進めてきた。

本年8月6日より介護福祉士等4資格で利用を開始することとなり、今後、様々な国家資格での利用を予定している。

本システムの利用を予定する約80資格の中には都道府県が資格管理者又は経由事務実施者となるものも多く、本システムの利用により、国家資格保有者の利便性が向上するとともに、国家資格を管理する都道府県の負担を大きく軽減するものと見込まれる。

このため、本システムを共通化の対象候補として、都道府県での円滑な本システムの利用拡大を推進する。

(3) 依頼事項

デジタル庁及び内閣府地方分権改革推進室は、国家資格を所管する府省庁と連携し、令和7年3月末までに、国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大のスケジュール、利用するための支援策、都道府県の経由事務の廃止を含めた事務の軽減策等を記した推進方針案を策定されたい。

8. 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等

(1) 制度所管府省庁

内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省

(2) 選定の理由

内閣官房行政改革推進本部事務局が「各府省等が行う調査等を改善するための恒常的な仕組みについて（令和5年1月～3月実施分の調査等）」において把握している経由調査（地方自治体を経由して国が集計・分析する調査をいう。）については、都道府県による調査様式等の転送等をやめ、クラウドを活用したシステムを導入することにより、経由機関における事務の効率化に資することが予想される。

各府省が実施する経由調査については、その趣旨、調査内容、地方自治体を経由している理由等が多様であると考えられることから、まずは実態を把握した上で合理化の在り方を検討する必要があるが、例えば、現在、共通システムとして、総務省が管理する調査・照会システム（以下「一斉調査システム」という。）があることから、一斉調査システムを活用することを促進しつつ、リアルタイムに近い形で情報を収集分析する必要がある場合や、データの発生源から自動的にデータを収集する必要がある場合等、合理的な理由がある場合に

は、当該調査を行うための専用のシステムを構築することも考えられる。

(3) 依頼事項

内閣官房行政改革推進本部事務局は、総務省¹の協力を得て各府省が実施する経由調査に係る業務の実態を把握しつつ、制度所管府省庁と協議し、令和7年3月末までに、一斉調査システムの利用拡大に向けたスケジュールを記した推進方針案を、国全体の調査事務の改革・改善の観点も踏まえ、策定されたい。

その際、各府省は、来年2月に予定している一斉調査システムの改修も踏まえて、一斉調査システムの利用拡大を検討することとし、総務省は一斉調査システムの利用機会の提供や利用方法について各府省をサポートされたい。

II—2 システム共用化による国の制度改革への対応の即時化・省力化

9. 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム

(1) 関係団体

デジタル庁及び東京都（指導検査業務等の制度所管省庁）

(2) 選定の理由

地方自治体は、住民が安心して質の高い行政サービスを利用できるようにするため、事業者に対して、法律や基準等に基づき適正にサービス等を提供するよう、事業者の指導や育成に取り組んでいるが、指導検査を行う際、事業者は大量の書類を紙にして地方自治体に提出し、その指導検査は対面で行われることがほとんどであるのが現状である。また、指導検査の基準も、社会情勢等の変化による法令改正等の結果、随時変更が生じている。

東京都において、本業務のデジタル化について令和3年度から検討を進め、令和5年4月から全国に先駆けて社会福祉施設等に対する指導検査業務システムの本格運用を開始しており、ユーザーアンケートにおいても高い評価を得ているものである。

社会福祉施設への指導検査業務は福祉分野の各法令に基づく業務であり、本来であれば当該制度の所管省庁である厚生労働省等が検討主体であるべきであるが、その他分野の事業者への指導検査業務にも対象を拡大できる可能性があることや、事業者への指導検査業務は地方自治体等の行政において共通的に実施されていること、本システムは事業者への指導検査における検査基準の変

¹ 総務省行政評価局（実現可能性調査やBPRの前提となる現場の実態把握・課題発掘のための調査の支援）等

更にも対応できる可能性があること、また、他の地方自治体では導入が進んでいないことなどを踏まえると、それぞれの地方自治体が構築するよりも共通化した方がトータルコストを最小化できると考えられるため、社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステムを共通化の対象候補とする。

＜参考＞提案募集（#230）

（3）依頼事項

デジタル庁は、東京都の協力を得て、令和7年度にかけて、社会福祉施設等に対する指導検査業務システムが利用拡大できるかの適用可能性を検証されたい。

デジタル庁による技術的な検証結果を踏まえて、指導検査業務等を所管する省庁、デジタル庁及び東京都は、それぞれ協議して、令和8年3月末までに、推進方針案を策定されたい。

10. 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む。）

（1）制度所管府省庁

厚生労働省

（2）選定の理由

障害のある方々に障害福祉サービス等を提供する事業者は、障害者総合支援法に基づき、都道府県等から指定を受けるための申請を含む各種申請・届出等の手続を行う必要がある。現在、その手続は、事業者が紙の書類を対面で都道府県等に申請し、都道府県等は紙の書類に基づき、事業所情報をそれぞれ独自の事業所台帳管理システムに入力し、事業所の管理を行っていることが多い。

障害福祉サービス指定事業者等は、各都道府県の国民健康保険団体連合会（国保連）に対し、サービス提供の報酬を請求するが、その際、都道府県等は当該国保連に対し、報酬算定となる事業者の基礎資料を、事業所台帳管理システムから出力して提供している。

事業者から都道府県等への指定申請等を電子的に行うことができるシステムの整備については、既に「規制改革実施計画」（令和5年6月16日閣議決定）に盛り込まれており、これに向け、厚生労働省では、令和5年度に標準様式等の作成、令和6年度に調達様式・要件定義の作成やシステムに必要な機能の検討を進めており、令和7年度概算要求で独立行政法人福祉医療機構においてシステムを構築するために必要な経費を計上している。これに加えて、業務管理体制に係る指導監査に必要な事業者情報を登録する業務管理体制データ管理

システムについても、事業者等がオンラインで届出を行うためのシステム改修に必要な費用を令和7年度概算要求に計上している。

こうした中、地方自治体からの提案募集の中で、3年に一度行われる報酬改定や、その他の改正制度の都度、求められる基礎資料が変わることから、事業所台帳管理システムの改修が必要となり、都道府県等の負担となっていることについての指摘があり、システム共通化の提案が行われたところ。

事業者・自治体間で行われる障害福祉関係の手続については、都道府県等にとって共通のものであり、事業所台帳管理システムに加え、電子申請・届出システムや業務管理体制データ管理システムも併せて共通化した方がトータルコストを最小化できる可能性があるため、共通化の対象候補とする。なお、既にこれらの整備に向けた調整が進んでいることから、関係者との調整、他の地方自治体の意向、共通化のフィージビリティ等の検討を進める必要がある。

＜参考＞提案募集（#228、229）

（3）依頼事項

厚生労働省は、令和7年3月末までに、共通化することが適當かを検討し、共通化する場合は、その方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。

その際、報酬改定等の制度改正による地方自治体への影響を最小限にすることを含め、障害福祉サービス等事業者等の指定申請から報酬請求までの全体の業務のフローのデジタル化を進め、国・地方を通じたトータルコストを最小化する具体的な方法を検討されたい。

III データの可視化・活用による政策実施等の的確化

1 1. 重層的支援体制整備事業における相談記録プラットフォーム

(1) 制度所管府省庁

厚生労働省

(2) 選定の理由

住民が抱える困難や生きづらさが多様化・複雑化する中、地方自治体が、限りある人員でも、住民に寄り添い、きめ細かな相談支援を行えるよう、現場の声を取り入れながら、デジタル技術を活用することにより、人と人との相談の時間の充実確保や、多様な関係者間が安全かつ確実に連携できる体制の構築を目指し、都道府県がイニシアティブを発揮し、デジタル田園都市国家構想交付金 TYPES を活用して、重層的支援体制整備事業において多様な関係者間の情報共有を行うための相談記録プラットフォームのプロトタイプの開発を 2024 年度中に進めている。

本プラットフォームは重層的支援体制整備事業を行う地方自治体が共通的に利用できるものとして設計しており、それぞれの地方自治体が構築するよりも共通化した方がトータルコストを最小化できると考えられるため、本プラットフォームを共通化の対象候補とする。

(3) 依頼事項

厚生労働省は、令和 7 年 3 月末までに、千葉県や千葉県内市町村が開発しているプロトタイプの進捗状況等を踏まえ、共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。

その際、当該プロトタイプを前提に、共通化の効果を具体的に見積もるとともに、国・地方を通じたトータルコストを最小化する具体的な方法を検討されたい。

検討状況については、令和 6 年 12 月に国・地方連絡協議会に対し、中間報告されたい。

1 2. 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム

(1) 制度所管府省庁

総務省

(2) 選定の理由

地方自治体がデータに基づく政策の企画立案等を目的に、基幹業務システム

等に保有するデータを匿名化し、統計情報を効率的に作成・分析する仕組については、一部の地方自治体で先進的に実施されている。こうしたデータの匿名加工・統計処理を行うシステムについては、一定の共通性が認められるものであり、各地方自治体が共通のシステムを利用する場合には、それぞれが構築するよりも、コスト面も含め、効率化が図られると考えられるため、共通化の対象候補とする。

なお、地方自治体が保有する行政データを匿名加工・統計処理し、活用するのは、地方自治体独自の取組であり、横断的な分野に係る自治体行政全般の経営に関する業務である観点からは、自治体 DX を始めとして行政運営の支援を担当する自治行政局とデータの取扱い等について知見を持つ統計局等を有する総務省において推進されたい。

＜参考＞提案募集 (#210、211、212、213、214、215)

(3) 依頼事項

総務省は、令和7年3月末までに、取組の今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。

その際、参考となる取組を行っている地方自治体の例も踏まえつつ、匿名加工や統計処理を行う場合の課題等を把握・検証する方法や、共通化の効果について検討する方法を明らかにされたい。また、データの分析・利活用の進め方は各地方自治体が必要に応じて自主的に行うものであり、データの分析・利活用の好事例を参考として示していくことも併せて検討されたい。

検討状況については、令和6年12月に国・地方連絡協議会に対し、中間報告されたい。

【調査・検討】20 業務に密接に関連する業務のシステム状況調査及びその結果を踏まえ、共通化の是非や可能性を検討

(1) 制度所管府省庁

デジタル庁

(2) 選定の理由

密接関連業務（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づき標準化を進めている20業務に係るシステムと情報連携するシステムに係る業務（20業務を除く。）をいう。以下同じ。）に係るシステムについては、20業務に係るシステムとの情報連携を円滑かつ確実に行う観点から、共通化を進める対象候補となり得るものである。

一方で、密接関連業務やそのシステムについては、同一名称のシステムであっても異なる機能を有する場合や、同じ機能を有するシステムであっても異なる名称であるなど、地方自治体間でその態様に差異があり、その実態が不明確である。

こうした課題を検証の上で今後の共通化の是非や可能性を検討するには、密接関連業務のシステムの外延や共通化に当たってのハーダル、費用対効果を整理した上で、制度改正の影響によるシステム改修の頻度を含め、その実態を調査し、20業務の標準化の動向を見据えて、共通化対象とするか否かを検討する必要がある。

(3) 依頼事項

デジタル庁は、令和7年3月末までに、密接関連業務やシステムの外延、ハーダル（課題や費用対効果）等を整理した上で、共通化の是非についての考え方を検討されたい。